

会制度的要因、歴史的要因、思想的背景などから明らかにした。その上で地域デイケアの充実、啓蒙活動、アウトリーチの充実、精神科医の役割の見直し、家族支援強化の必要性を提唱した。歴史、社会背景などの条件については相違点も大きく、精神病院を廃絶した当時のイタリアの精神病院の約9割が公立であったことを鑑みると一概に比較することはできない。しかし、病院というシステムに頼らずとも地域精神保健の充実した展開で、どんなに重度であろうとも地域生活を営めることを証明したイタリアの取り組みは我が国の精神保健施策に大きな示唆を与えてくれる。

地方自治体における障害者就労支援ネットワーク構築

—A市における課題抽出とその改善に向けて—

博士前期課程 方 真 雅

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

小佐々 典 靖

専門職大学院教授 植 村 英 晴

1. はじめに

障害者の就労については、障害者自立支援法第五条14項の「就労移行支援」で一部具体化されている。全国の障害者就労移行事業所は約2,200事業所であり、2008年の就労移行率は14.7%である。一方で、浜銀総合研究所（2010）によると就労移行支援事業所のうち「雇用実績の年間平均値が0人」の事業所が29.8%である¹⁾。

鶴田（2012）によると最近10年間で職場定着のために配慮するようになった項目と10年以上前から対応していた項目を比較してみると回答117企業社中「生活面や家族の課題については障害者就労・生活支援センターなど外部機関を利用するようになった」が10年前と比べ4倍以上、「精神障害者や発達障害者など多様な障害者を受け入れるようになった」が3倍以上となっている²⁾。また、同様に障害者に対する理解とその継続のための支援、障害特徴に適合した対応、日頃からの関係作りと支援における意見のすり合わせなどが課題になっている。

すべての人は学校を卒業する時が「社会への移行」の時期である。障害のある若者の場合、移行に要する期間は、職業の準備性や障害認識の状況によってまた、必要とされる支援によっても異なる³⁾。しかし、労働市場や労働環境が障害のない人を対象に整備されてきたので障害者の社会や労働市場への参加はスムーズにいかない。福祉労働・教育組織において障害者の雇用促進・就労移行が取り組まれているが必ずしも十分な効果が上がっていない。このため、公的機関の責任を明確化した障害者就労支援ネットワークを構築し、利用者

本位の情報や継続的な就労支援を提供する必要があると考えられる。

2. 目的

本研究の目的は、地方都市における障害者の就労に不可欠な支援ネットワーク構築に向けた課題を整理し、より良い支援ネットワークの構築を目指すことである。具体的にはA市における課題抽出とその改善に向けた取り組みを中心に考察を行う。

3. 方法と対象

本研究の先行研究モデルとして、効果のあがる就労移行支援プログラムのあり方研究会（2009）で示された障害者就労移行支援事業のインパクト理論を仮説モデルとして活用し、ネットワークによる支援を抽出した（図1）。具体的には、A市内の民間企業、障害者就労移行支援事業所に対して聞き取り調査を実施し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、複数の障害者就労移行支援事業所、特別支援学校、研究者によるディスカッションを実施した。その後、聞き取り調査とディスカッションから得られた成果を還元するためのセミナーを開催し、そこで障害者就労移行支援ネットワークに関する意見を募った。最後に、課題を整理した上で、地域性と普遍性を見出すために他地域の実践家と意見交換を行った。

4. 結果

現段階では、個別支援についての情報交換を主たる目的とするネットワークは存在したが、支援内容の共有やサービスの連携等はほとんどなく、個別支援以外の情報交換もほとんどないことが明らかとなった。また、A市障害者福祉課は、障害者の生活に関する支援情報は持ち合わせているとのことであったが、雇用・就労に関する情報は統合されておらず、全体像が把握されていないなど、A市における障害者雇用・就労の実態や雇用・就労に伴うニーズやそれに伴う必要な情報は、十分に把握されていないことが明らかになった。A市内の個人情報についても、本来、公的機関が管理すべきものであるが、A市障害者福祉課と障害者就業・生活支援センターは、これらを十分に把握しておらず、他の福祉サービス事業所や雇用側に対する情報提供の方法や内容も定式化されていなかった。

また、聞き取り調査対象とした雇用側と福祉サービス事業所の連携は充分であったが、それをフォローする公的機関の役割は明確にされていなかった。例えば、障害者就労移行支援事業所の就職後の支援義務期間が6ヶ月であるにもかかわらず、雇用側は採用時に在籍していた障害者就労移行支援事業所へ、6ヶ月以降も継続的な支援を求め、多くの事業所はこれに応じる現状がある。これらの支援は、あくまで障害者就労移行支援事業

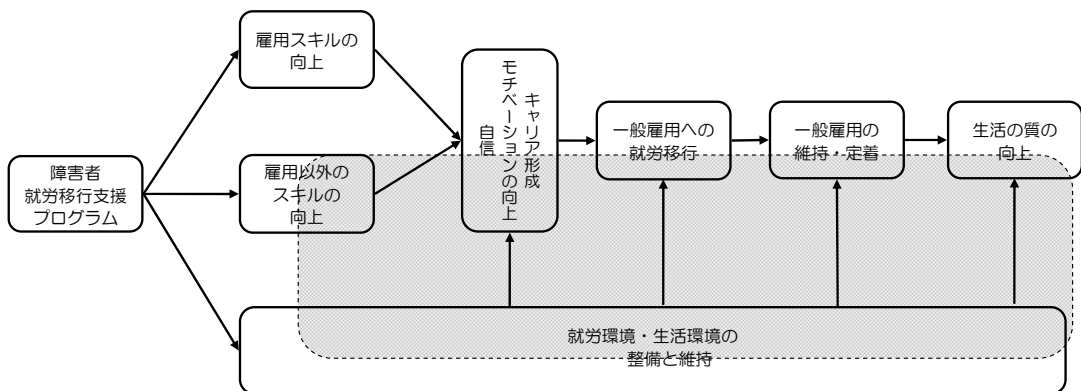


図1 障害者就労移行支援プログラムのインパクト理論

出典：効果のあがる就労移行支援プログラムのあり方研究会（2009）を改変

所の自由裁量で行われており、雇用側へのサービスを確約するシステムにはなっていない。また、障害者就労移行支援事業所間の連携はほとんどないか、限定的であった。

5. 考 察

就労支援ネットワークは、大きく分けて2つの形態に分けることができる。利用者ごとの個別支援ネットワークと、それを下支えする恒常的な就労支援ネットワークである（図2）。

障害者の就労を支援する上で、適切な支援目標の設定や支援計画の作成等、障害者の成育歴や受障時期、障害特性等の情報を把握する必要がある。つまり、それらの情報は幼児期、学齢期、青年期まで十分に共有され、障害者支援においては、生涯を通じたトータルなケアが望まれる。しかし、本調査で明らかになったように、それらの情報はライフステージごとに十分な共有がなされておらず、障害者の就労に向けたトータルなケアを実施することが困難な状況がある。今後、ライフステージごとのネットワークに参加した全ての組織や個人が参加した支援ネットワークを構築し、十分に必要な情報が共有されることが望まれる。

恒常的な就労支援ネットワークは個別支援ネットワークの情報を統合し、利用者に対して最適な支援内容の検討を可能にすることを可能にするためにも必要不可欠である。A市の場合、このシステムが決定的に欠落していた。例えば、就労の継続を適切に支援するにあたっては「職場への通勤」や「通勤のための身支度」等、日常生活に関わる部分の支援も欠かせない。そのため、就労移行支援事業所のみではなく、地域の様々な資源を活用し、障害者の就労を支援する必要がある。恒常的な就労支援ネットワークを形成し、活用することによって、地域の情報を集約し、地域資源を有効活用することが可能となる。また、有効な支援方法や困難事例をフィードバックすることや定期的な情報交換を取ることにより、地域内での問題を早期に発見し、解決することも可能とする。

今後、これらの支援ネットワークを構築し、全

国へ効果的なモデルとして普及するための取り組みが必要になると考えられる。

6. 結 論

本研究は、地方都市における障害者の就労に不可欠な支援ネットワーク構築に向けた課題を整理し、障害者の就労支援のネットワークモデル案を示したものである。今後は、これらが実現可能なものとするため、一般化するための就労支援ネットワークの構築手法を定式化することが必要である。

7. 分科会でのコメントと今後の課題

幼少期から就労を目指す現在までの情報について各支援機関が情報を共有できていないことは確かに問題がある。恒常的な支援ネットワークが確立されることによって、障害者の就労支援がスムーズに実現される可能性も高い。ただ、情報共有の拠点となる機関の構築が必要であり、どの機関がそれを担うのかは大きな課題である。

行政には、これ以上職務の幅を広げる人材的な余裕はなく、また財政的にも支援ネットワークを構築する余裕はない。それを期待するのは無理である。しかし、民間の機関では情報の漏洩など個人情報保護の問題もある。これらが大きな問題であり、民間に委託する場合も委託の方法などにつ

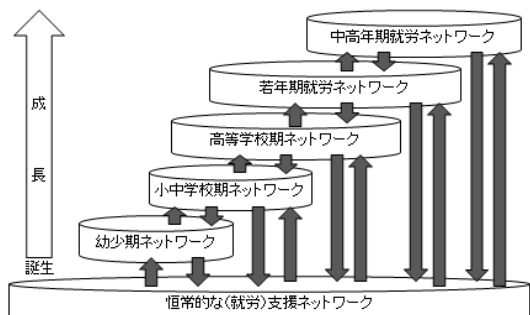


図2 理想的な個別支援ネットワークと恒常的な支援ネットワークの関係

出典：A市圏域における講演資料（小佐々・植村・方：2011）

いても今後検討が必要である。

なお、本稿は第51回日本社会事業大学社会福祉学会抄録集に掲載した原稿に、大幅な修正および加筆を加えたものである。

【引用・参考文献】

- 1) 浜銀総合研究所 (2010) 「就労移行支援事業所における就労支援活動の実態に関する研究報告書」平成21年度年度障害者保健福祉推進事業 株式会社浜銀総合研究所。
- 2) 鴫田陽子(2012)「調査研究報告書No.107-「企業に対する障害者の職場定着支援の進め方に関する研究-」 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター
- 3) 望月葉子 (2012) 「発達障害のある人がよりよい就労を続けるために-障害者職業総合センターにおける発達障害研究の歩み-」独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター
- 4) 小佐々典靖 (2011) 「障害者就労移行支援事業における効果的な支援モデルの構築-プログラム評価理論による暫定効果モデルの検証-」日本社会事業大学大学院博士学位論文。
- 5) 効果のあがる就労移行支援プログラムのあり方研究会 (2009) 「効果のあがる障害者就労移行支援プログラム実施のあり方に関する研究報告書~プログラム評価の方法論を用いた実施マニュアル作り~」平成20年度日本社会事業大学学内共同研究報告書。

注) 本研究に際し、A市に関する行政資料(中期計画等)を確認した。しかし、A市の施策や特性等を明記した場合、研究倫理上の問題が発生する恐れがある。このため、A市に関する行政資料は参考文献等から外した。

重度知的自閉性障害児・者の地域生活を支える実践技能の検証⑦

~放課後児童クラブの現状から発達障害児の地域生活を考える~

特定非営利活動法人 心身障害児者療育会きつつき会

代表 大曾根 邦彦

I. 目的

留守家庭児童対策である小学生の放課後対策事業は、厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」(原則1~3年生対象)と、地域の教育力の向上を目的とした文部科学省所管の「放課後子ども教室」(全学年対象)を一体的に推進する国の「放課後子どもプラン」事業として全国で実施されている(以下、放課後活動という)。

一方、特別支援学校在籍児については、高等部生徒までを対象に、障害者自立支援法上の児童デイサービス(2012年4月からは児童福祉法に移管されて、放課後等デイサービス等に分離)や、日中一時支援が主な放課後保障の受け皿となっている。

筆者は、1990年から茨城県内で初めての障害児学童保育事業¹⁾を継続し(2003年の福祉構造改革以降は児童デイサービス)、障害児分野での実践手法の研究にも取り組んできた立場から、2011年度の茨城県放課後の居場所づくり推進アドバイザー派遣事業による、障害児支援分野アドバイザーの委嘱を受けた。

今回、このアドバイザー業務を通して、放課後児童クラブには、発達障害児や境界例児童が多数在籍していること、発達障害児にとっても定型発達児にとっても子ども集団内における異質な存在との関係性の混乱が顕著であることが確認された。この混乱は、社会的包含思想(ソーシャル・インクルージョン)に基づく共生社会実現を阻み、異質なものに対する分離・分類方向の社会的価値を形成する、対人関係性の芽であると推察された。

このことから、重度知的自閉性障害児・者の地域生活環境を改善していくための前提として、軽